

## 第 27 回平塚市景観審議会

- 1 日 時 令和 6 年 3 月 21 日 (木)  
午前 10 時 00 分 ~ 12 時 00 分
- 2 場 所 平塚市役所本館 7 階 720 会議室
- 3 出席委員 5 名  
野原 卓、小沢 朝江、阿部 貴弘、町田 怜子、田嶋 豊
- 4 欠席委員 0 名
- 5 平塚市出席者 まちづくり政策部 武井部長  
まちづくり政策課 平田課長  
瀬川課長代理兼都市景観担当長  
勝山主管  
岩崎主査  
星野主査
- 6 会議の成立 平塚市景観規則第 45 条第 2 項により、委員の過半数の出席により会議は成立していることを報告
- 7 傍聴者 0 名
- 8 あいさつ
- 9 議事
  - ・報告事項 平塚市公共施設景観ガイドライン（歩行者系公共サイン）の一部改訂について（公開）
  - ・報告事項 屋外広告物の安全性確保にかかる見直しについて（非公開）
  - ・報告事項 景観重要公共施設制度の活用について（非公開）

[審議会開会 午前10時00分]

**(会長)**

では、ここから議事を進行させていただきます。会議は、平塚市情報公開条例及び平塚市景観規則に基づき原則公開での審議になりますが、事務局から議題(2)報告事項「屋外広告物の安全性確保にかかる見直しについて」、議題(3)報告事項「景観重要公共施設制度の活用について」については、非公開としたい旨の連絡がありました。

会議の公開については、平塚市情報公開条例第31条及び平塚市景観規則第47条の規定により、審議会の議決により会議を公開しないことができるとなっておりますので、事務局から非公開とする理由の説明を受けた後に採決をします。

それではまず、事務局から非公開とする理由について、説明をお願いします。

**(事務局)**

それでは、(2)報告事項「屋外広告物の安全性確保にかかる見直しについて」、(3)報告事項「景観重要公共施設制度の活用について」を、非公開とする理由について、御説明申し上げます。(2)及び(3)の議題は、いずれも検討中のものであり、未確定な内容ではありますが、一度、この段階で、景観審議会の御意見を頂きたいと思い、本日、報告させていただくものです。市民の皆さんに対しましては、来年度、パブリックコメントを実施し、意見聴取を行うことを予定しております。

つきましては、本日、未確定、未成熟な段階で情報を公開することは、不正確な理解や誤解を招く恐れがありますことから、(2)及び(3)の議題につきましては、非公開にさせていただきたいと考えております。御審議の程よろしくお願いいたします。

**(会長)**

ただいまの事務局から説明について、質問や意見はありますか。  
よろしいでしょうか。

それでは、採決をします。議題(2)を非公開とすることについて、同意する委員の皆様は挙手をお願いします。

賛成多数により、議題(2)は、非公開とします。

続きまして、議題(3)を非公開とすることについて、同意する委員は挙手をお

願います。

賛成多数により、議題（３）は、非公開としたいと思います。

続きまして、本日の審議会の議事録署名人を私と小沢委員としたいと思いますので、よろしく願います。

それでは、議事を進めてまいります。なお、先ほど事務局から御説明があったとおり、本日傍聴人はおりません。

では、議題（１）の報告事項「平塚市公共施設景観ガイドライン（歩行者系公共サイン）の一部改訂について」を事務局から説明をお願いします。

### （事務局）

それでは、平塚市公共施設景観ガイドライン（歩行者系公共サイン）の一部改訂について、御報告をさせていただきます。最終的なガイドライン改訂案を資料１ - １として、スライドと同じものを資料１ - ２として配布させていただいております。

まず、以前お示しさせていただいた第２５回審議会の内容について、簡単に御説明させていただきます。公共サインについて、現在、平塚駅北側への整備はおおむね完了しておりますが、今後、駅南側への整備を行う予定です。その際、駅南側特有の景観等を考慮し、サイン本体の塗装色を変えるとともに、新たな形状である頭上型誘導サインの設置を検討しています。現在のガイドラインでは、それらの内容は掲載されていないため、新たに掲載するとともに、ガイドライン全体について実情に適合した内容に修正し、改訂いたします。

第２５回審議会後からの経過を御説明させていただきます。後ほど詳しく御説明させていただきますが、審議会でもいただいた御意見を整理しまして、修正等を行いました。また、その他にも文言の整理などを行った後、ガイドライン案について関係各課に意見照会を行いました。庁内からの意見では、頭上型誘導サインの強度や視認性に関する意見等が寄せられました。なお、ガイドラインに反映を要する意見はありませんでした。それらを経まして、本日、最終的な御報告をさせていただきます。ガイドラインを改訂いたします。

続きまして、第２５回審議会での御意見と対応について、御説明させていただきます。まず資料１ - １、ガイドラインの１６ページを御覧ください。１つ目、「龍城ヶ丘ゾーンのピクトグラムは作るのか。地域性を盛り込んだピクトグラムを検討してみてもは。」という御意見について、前回の案ではオリジナルピクトグラムに関する表記が無く、標準的なピクトグラムの使用のみに限られていました。こちらを

修正し、「必要に応じて、オリジナルのピクトグラムを作成し、使用することも可能とします。」という文を追記しました。

なお、龍城ヶ丘ゾーンの事業では、現在のところ、オリジナルピクトグラムの作成予定は無いとのことですが、今後、この事業に限らず、作成する可能性はありますので、このような修正を行っています。

ガイドラインの8ページ、12ページを御覧ください。2つ目、「誘導サインの基本図を見ると、頭上型より地上型の方が、矢羽根が大きく見える。寸法図では頭上型の方が大きいはずなので、基本図でもきちんと分かるよう修正すべき。」との御意見についてです。前回案では寸法を反映できておりませんでしたので、修正した基本図を掲載しました。

ガイドライン9ページ、10ページを御覧ください。3つ目、「各エリアの色彩は書かれているが、それ以外のエリアはどのような扱いなのか不明なので、整理してほしい。」という御意見についてです。前回時点では各エリアの色彩が記載されている一方、市内全域の色彩が不明確でした。こちらを修正し、市内全域の基本色を5B 2.0 / 6.0とした上で、2つのエリアの色彩を明示しました。

その他、参考意見として承った御意見についても、当課の考え方を御説明させていただきます。前回の審議会の中でお答えしている部分もありますが、御了承ください。

「龍城ヶ丘ゾーンに向かうため、扇松通りを通る人や、駅西口の南側から向かう人に向けた整備も必要では。」という御意見につきまして、当課の考え方としましては、龍城ヶ丘ゾーンオープン後の人の流れなどを踏まえ、対応を検討していきます。

「来訪者が回遊してくれるようにした方が、市にとっても色々な使われ方がされて良いのでは。」という御意見につきましては、他の場所にも興味を持ってもらえるよう、人が集まる目的地、湘南海岸公園などには近隣施設を表示した案内サインを設置することで、回遊を促すこととします。

「サインに施設までの距離だけでなく、到着するまでの時間も入れてはどうか。」という御意見につきましては、板面のスペースや視認性の課題もあるため、今回の改訂では距離のみとします。ただし、こちらについては、面的に街をとらえて回遊を促すため、南口等に新規整備する案内サインへの表示が検討できるか考えてまいります。

最後に、今後のサイン整備について御報告させていただきます。前回の審議会では、令和6年度以降、駅南側エリアの湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーンにて整備が進め

られる予定となっており、こちらの整備にあわせ、サイン整備を行っていくと御説明させていただきました。最新のスケジュールでは、令和7年度秋頃の完成を目指すスケジュールとなっていますので、供用開始後の人の流れなどを踏まえ、サイン整備について検討していきます。説明は以上となります。

**（会長）**

今の御説明に対して、御意見や御質問等ありましたらお願いします。今のところ、龍城ヶ丘ゾーン関連で整備するまでは、他の場所で設置する予定等はないということでしょうか。

**（事務局）**

ありません。

**（委員）**

前回の意見等を反映し、整理していただいてありがとうございます。内容については指摘するところはありませんが、前に会長の方からもお話がありましたが、公共サインというのは面的なネットワークができて、初めて有効に機能を発揮するというシステムになっていますので、あるエリアをターゲットにしながら、ある時間軸の中で数を増やしていくという必要があるのかと思っています。前回、お話したかもしれませんが、国分寺市で公共サインのマニュアルを作りましたが、そこから実際に整備が行なわれるまで10年くらいかかりました。なかなか予算もまとまって付きにくい対象物だと思いますが、市民の方々、来訪者の方々からすると、サインというのは市の「優しさ」を感じてもらい、非常に重要な役割を担っていると思います。今後、整備範囲の拡充や、範囲を絞った整備も必要となってくると思いますので、そちらも併せて御検討いただければと思います。

**（会長）**

御意見、ありがとうございます。

**（事務局）**

前回の景観審議会で、一箇所だけではなく、回遊性を持たせた整備をというお話もありましたので、龍城ヶ丘での整備というのは一つのきっかけではありますが、その他の公共施設をどのように案内していくかについても、検討していきたいと考

えています。

**（会長）**

龍城ヶ丘ゾーンは令和7年度に完成して、それからサイン整備を始めるのか、開園に合わせて整備していくのか、どのような計画でしょうか。

**（事務局）**

事前に整備箇所の想定はしていますが、開園の人の流れなどを見て、実際の設置場所は判断したいと考えています。

**（会長）**

ただ、サインを見て人の流れが変わるかもしれません。近年だと、そういう場合は実験的に、仮でサインを設置してみて、確かめながら進めたり、色々なやり方がありますので、必要であればそういったことも検討していただければと思います。27ページに現在のサインの配置図がありますが、南側に一つもありません。ネットワークを考えると、一つだけあっても仕方がないので、今後どういう計画で配置していくかを考えるにあたっては、事前にシミュレーションしていただいたり、実験的に設置してみたりということも必要になってくるかもしれないので、そのあたりのスケジュールとやるべきことを確認しながら進めていただけると、より良いものになっていくと思います。

**（委員）**

資料1-1の22ページで、「サイン整備計画」とありますが、これは個々に、ここはこれを配置するというような計画でしょうか。例えば龍城ヶ丘の計画では、全体の計画とは別に、予算担当課が整備計画を作られるのではないかと思うのですが、そこではこういった議論がなされているのでしょうか。

**（事務局）**

実際には、公共サインの整備は、殆ど当課が予算担当課になっています。龍城ヶ丘のサイン整備計画についても、第25回の景観審議会概ねの場所を示させていただきます。それがサイン整備計画ということになります。

**（委員）**

サイン整備計画の中で、今後何年間かでサインを整備していきますという計画があって、ではデザインをどうするかということになると思いますので、一緒に話をするのか、切り離して話をするのか、明確だと分かりやすいのではないかという気がします。今回は、板面デザイン等の話ということによろしいのでしょうか。

**（事務局）**

今回のガイドライン改訂は、デザイン等の改訂を主に行っています。整備計画については、第25回で御提示させていただいた設置場所に加え、回遊性等も踏まえ、設置場所を検討する必要があると考えています。

**（委員）**

分かりました。あと、今回対象ではないと思いますが、無電柱化した後の地上機器に、サインを貼り付けるのが流行っています。藤沢市などもやっていると思いますが、その動きはありませんか。

**（事務局）**

現在、設置を検討している南側では、視認性等も踏まえ、視線が上向く形で板面を設置したいと考えておりました。そのため、地上機器への設置は検討しておりません。

**（委員）**

そういった先進事例もあります。慌てて検討するとよくありませんので、必要があれば早めに御検討いただければと思います。

**（会長）**

見附台周辺の整備の際は、そのような議論はありましたか。

**（事務局）**

特にありませんでした。

**（会長）**

分かりました。これは行政文書になると思いますので、言葉の定義というか、

「サイン整備計画」と書いてあって、これが何にあたるのかが分からないと意味がないので、言葉を付与するなどして、分かりやすくしていただければと思います。

**（委員）**

このガイドラインというのは、基本的には庁内での文書という理解で良いでしょうか。外部に公開をするのでしょうか。

**（事務局）**

基本的には、庁内で使用していくイメージです。

**（委員）**

文字のポイントが小さい部分もあるので、一般の方に見せるならもう少し大きくしないと見づらいと思いました。

**（事務局）**

非公開ということではないので、一般の方から見たいという話があれば、拒否するものではありません。ただし、公共サインのガイドラインですので、基本的には内部で使うものになります。

**（会長）**

存在は示されているのでしょうか。

**（事務局）**

積極的にお示しする、というところまではしていません。

**（会長）**

というのも、例えば市道はこのガイドラインに沿っているけれど、国道は沿っていませんと、市全体の景観としてアンバランスになってしまう可能性があります。上位自治体と話をしたりする際、こういうガイドラインに沿ってやっていますということが言えると良いと思いますので、上位自治体等にも存在が分かるように良いと思いました。

**（委員）**

色も決めているので、将来的に市で看板等を設置する際も、ガイドラインがある上で決めていくのと、無い中でやっていくのでは、意識が少し違ってくると思います。何らかの形で周知していただいた方が良いでしょう。

**（事務局）**

可能な範囲で検討させていただきます。

**（会長）**

お願いします。先ほど、龍城ヶ丘の方でオリジナルピクトグラムは作成しないとおっしゃっていましたが、何か公園のピクトグラムはあるのでしょうか。

**（事務局）**

基本的には、ガイドラインの中にある、標準の公園ピクトグラムを使用することになると思います。

**（会長）**

分かりました。他になければ、こちらのガイドラインの内容で改訂を進めていくこととなりますが、よろしいでしょうか。報告事項（１）については、この形で進めさせていただきます。

では、議題（２）報告事項「屋外広告物の安全性確保にかかる見直しについて」を事務局から説明をお願いします。

**【議題（２）及び（３）は非公開議事】**

**（会長）**

では、よろしいでしょうか。報告事項は以上ということにさせていただきたいとします。以上をもちまして、本日の議事は全て終了となります。

[審議会閉会 12時00分]